

(一七七四)

三三 安永三年八月 神流川渡船につき保美村ほか取り替わせ

証文〔C〕

為ニ取替ニ一札之事

一 神流川かんながわどおりとせん通渡船之儀、保美村・新宿村・浄法寺村右三ヶ村ニ而

御願申候所、願之通り被ニ仰付すなわち、則当村分おのおのがたハ各方御兩人与

私と三人ニ而引請、諸掛り入用も三ツ割、船賃当村江引請取

候分茂三ツ割ニ致候筈ねんきニ年中相定引請取候、然ル上ハ何様之儀

御座候共、右年季中引請取少シ茂違交申間まじく鋪候、尤是迄諸入用引請取

合たしか慥ニ請取申候、為ニ後証ニ仍而如レ件

安永三年八月

六左衛門印

助右衛門殿

彦右衛門殿